

名護市建設工事請負契約における契約の保証に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、工事請負契約における契約保証の取扱いに関して、名護市契約規則（昭和48年規則第19号）及び名護市建設工事執行規則（昭和48年規則第20号）に規定するもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(契約保証の内容)

第2条 契約保証の金額（以下「契約保証額」という。）は、請負代金額の10分の1以上の金銭的保証を原則とする。

(契約保証の種類)

第3条 契約保証の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 契約保証金
- (2) 有価証券
- (3) 金融機関の保証
- (4) 前払保証事業会社の保証
- (5) 履行保証保険契約
- (6) 公共工事履行保証契約

(請負代金額の増額変更時の取扱い)

第4条 契約担当者は、請負代金額の増額変更を行おうとする場合で、当初請負代金額の10分の3以上の増額変更を行うときは、契約保証額が変更後の請負代金額の10分の1以上になるよう増額変更を求めるものとする。

2 前項の規定により、契約保証額の増額変更を行った場合において、なお請負代金額の増額変更を行おうとする場合は、前項中「当初請負代金額」とあるのは「当該増額変更を行おうとする時点の請負代金額」と読み替えて前項の規定を準用するものとする。

3 契約担当者は、必要と認めるときは、前2項の規定にかかわらず、請負代金額の増額変更に係る契約保証を免除することができる。

(請負代金額の減額変更時の取扱い)

第5条 契約担当者は、請負代金額の減額変更を行おうとする場合で、請負者から契約保証額の減額の請求があるときは、変更後の請負代金額の10分の1の金額以上に保たれる範囲内で減額変更するものとする。

(工期延長時の取扱い)

第6条 契約担当者は、工期の延長を行おうとする場合は、第3条第3号、第5号及び第6号に規定する契約保証については保証期間が変更後の工期を含むよう延長変更を求めるものとする。

(請負者の債務不履行による契約解除時の取扱い)

第7条 契約担当者は、請負者の債務不履行により契約を解除した場合は、第3条各号に規定する契約保証の種類に応じて、契約保証額を違約金に充当する手続を行うものとする。

2 前項の規定により契約保証額を違約金に充当する場合で、違約金の金額が契約保証額を超過している場合は、請負者から超過額を徴収するものとする。

(その他)

第8条 建設工事請負契約書における契約保証額の表示は、第3条各号に規定する契約保証の種類に応じ、次のとおり表示するものとする。

契約保証の種類	表示
契約保証金	納付した現金の金額
有価証券	有価証券の担保の価値金額
金融機関の保証	保証書に記載された保証金額
前払保証事業会社の保証	保証書に記載された保証金額
履行保証保険契約	免除（履行保証保険契約）
公共工事履行保証契約	免除（公共工事履行保証証券）
無保証	免除

附 則（平成 22 年 5 月 25 日企画総務部長決裁）
この要領は、平成 22 年 5 月 25 日から施行する。